

Title	第三帝国における保守派抵抗運動のポスト・ナチズム構想
Sub Title	Post Nazism plans of conservative opposition against Hitler
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.179(315)- 219(355)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0179

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二帝国における保守派抵抗運動のポスト・ナチズム構想

原信芳

はじめに

ドイツ人は自身の手によつてナチズムを清算することはできなかつたが、そうしようとする試みは、ドイツ国内にも存在した。彼らの抵抗運動は、思想的には共産主義者から保守主義者まで、職業的には官僚、軍人から聖職者まで広い幅をもつ。このなかで、小論はドイツの保守派反ナチ運動がヒトラー政府を倒したあとに、どのような体制を国内に樹立しようとしていたのかを考察することによつて、彼らがおこなつた抵抗運動の性格を明らかにすることを目的としている。

（）では原語を直訳して抵抗運動（Widerstandswerebegung）という表現を使用するが、運動と表現しても保守派の反ナチ行動は属人的な傾向が強く、彼らは被迫害者の救助活動、反戦宣伝、後方攬乱、情報収集のような反政府活動を組織的におこなつていたわけではない。保守派の場合は、運動を最終的には新しい体制の樹立を目標としてナチス政権に反対した人々の個人的なつながり、協力関係およびそこから生まれた結果と理解する。そこでこの派の抵抗運動は、どうしても大衆と離

れて、保守派抵抗運動とも連帶の道を探るので、保守派抵抗運動の周辺に旧中央党員、旧社民党員の協力者が存在する。そこで一九四四年に反ナチ派の将校が起こした「七月二〇日事件はいささか奇妙な社会的混淆を示す」ことになる。

（）では原語を直訳して抵抗運動（Widerstandswerebegung）という表現を使用するが、運動と表現しても保守派の反ナチ行動は属性的な傾向が強く、彼らは被迫害者の救助活動、反戦宣伝、後方攬乱、情報収集のような反政府活動を組織的におこなつていたわけではない。保守派の場合は、運動を最終的には新しい体制の樹立を目標としてナチス政権に反対した人々の個人的なつながり、協力関係およびそこから生まれた結果と理解する。そこでこの派の抵抗運動は、どうしても大衆と離れて、保守派抵抗運動とも連帶の道を探るので、保守派抵抗運動の周辺に旧中央党員、旧社民党員の協力者が存在する。そこで一九四四年に反ナチ派の将校が起こした「七月二〇日事件はいささか奇妙な社会的混淆を示す」ことになる。

れたコンスピレートリアルな体質を帶びてくる。というよりも、第三帝国では大衆を巻き込んだ反体制運動を開することは不可能であつた。彼らがナチス体制を転覆させる実際的物理的な力として期待したのは、いうまでもなく国防軍反ナチ派将校の蜂起である。以下、抵抗の概念を定め研究史を略述してから、保守派抵抗運動の國家像について考える。そして、それをできるだけ一九世纪以降のドイツ近現代史のなかに位置づけてみたい。

一 抵抗の概念と研究史の概略

旧東西ドイツの建国期に、共産党以外は認められなかつた、あるいは共産党は除外されていたナチスに対するドイツ抵抗運動の概念史は、西ドイツにあつては拡大の過程をたどつた。それは三つの局面においてそうであつた。ひとつは理論のうえで、さらに司法の判断のうえで、そして歴史叙述のうえで。抵抗概念の理論面については、一九七七年に発表されたヒュッテンベルガーの業績が注目される。彼は Two-Persons-Bargaining-Game モデルを応用して、第三帝国時代の抵抗を、政治的統一に対する抵抗、社会的統一に対する抵抗、支配の部分的統一に対する抵抗に分類して、行為主体のイデオロギー

を超えて共産党から七月二〇日事件の将校たち、あるいは個人的な暗殺（未遂）者エルスナー（Georg Elsner）や非政治的な不服従に至るまで、多様な人物と行為を、ナチスに対する抵抗者および抵抗として認知した⁽²⁾。

この考察によつてナチスとその対立物とする dichotomisch な分類は克服され、ナチス体制の内部にも抵抗者が存在し、抵抗者のなかにも全体主義的世界観を有する者が存在した事実が説明できるようになつた。その意味で彼の考察は画期的だつたが、抵抗概念が広くなりすぎた嫌いもある。ナチス非難のスローガンを壁にしるす行為と、ヒトラー暗殺計画とを同じ抵抗というレベルで論じるわけにはいかない。反ナチ行為には、多様性とともに強弱があることを認めなければならない。司法においては、ボン基本法に憲法秩序の破壊に対する抵抗権が追加された（一九六八年、基本法第二一〇条四項）こと、また一九五〇年代に法廷でおこなわれた抵抗運動関係者、遺族とネオ・ナチとの対決に際して、七月二〇事件がドイツ国家に対する反逆には当たらぬという判決が下されたことが重要である⁽³⁾。

さらに社会史、日常史の発達によつて、かつての政治史中心の歴史叙述では注目されなかつた様々な反ナチ的

行為が取り上げられていることは、今更指摘するまでもないであろう。わたしは二分法的抵抗概念を超えることには賛成なのであるが、最近の傾向はこれを越階しすぎて、体制への不平不満に至るまで抵抗に含意されそうな懸念を感じるほどである。当然のことながら自由主義社会にも、社会主義体制にも不満分子、不平家は存在する。ベルリン・ファイルにかかるナチスの音楽政策⁽⁴⁾に反対することと、ナチス政府が退廃的としたジャズを個人的に楽しむことでは、次元が異なるはずである。スwinging青年は抵抗者といえるであろうか？概念の整理を兼ねて小論で用いる抵抗という言葉の意味を、定義することから行論を始めたい。

抵抗という表現は抗うという点において反対と同意であるが、一般には反対と表記するほうが価値中立的であろう。独裁政府に対する抵抗運動というのに比べれば、民主政府に対する抵抗運動というのは、いまひとつ違和感を生じると思う。ということは、意識的かどうかは別として、抵抗という表現を用いる場合は、用いた時点で抵抗の対象は悪しきもので、抵抗する側に正当な事由があるという価値的評価が与えられているのである。そこで抵抗と認められるか否かの基準として、必然的にその

行為者やグループの思想、理念、世界観が、抵抗対象のそれとの比較の上で問題とされることになる。第三帝国時代のドイツでいえば、ナチスと対立するグループがナチズムから政治的に遠いほど抵抗と認知される蓋然性は高くなる。ここから、軍人貴族の反ナチ運動は、同一支配階級内部の権力闘争に過ぎないと、共産主義者の反ナチ運動は、ひとつの独裁を倒してソ連邦の援助のもとで、それを他の独裁に置き換えるとする試みであつて、抵抗とはみなせないとする二分法的な抵抗觀が導き出される。これではドイツ人のナチスに対する反対行動の多样性を説明することはできない。

それゆえ小論では、抵抗という言葉を行為者個人の属性とは無関係に、職務論的に使用する。ナチスに抵抗した人々の思想と信条は様々であるが、わたしはそれを抵抗の認知基準にはしない。ヒトラーを暗殺しようとすると試みは、行為する人物が君主主義者でも社会民主主義者でも共産主義者でも、抵抗と認める。ヒトラーを暗殺しようという行為は、不道徳の人間がおこなつたとしても抵抗である。それは、例えばカトリック教会が、神は恩寵による秘蹟を瀆聖聖職者を介してすら人々に与える、と説いているのと同じである。「抵抗とはナチズムに対

抗する世界観なり価値觀を持つものがナチズム体制を倒すこと⁽⁵⁾を目的とする行為」というように、行為者の理念やイデオロギーを基準とすれば、ある種潔癖なドイツ抵抗運動像が出来上がるであろうことは認める。しかしそれでは行き着くところ人効論主觀主義に陥りかねないし、そうなれば抵抗の包括的説明は期待できそうもない。わたしは抵抗の妥当性を、為した人の業ではなく、為された業によって、すなわち事効論客觀主義にもどづいて判断したい。

全体主義はナチズムに対抗すべき世界観ではないから、全体主義的傾向をもつた反ナチ行動は抵抗とみなさない、といえば常識には叶っている。しかし自由主義者から見ると、ボルシェヴィズムは左翼全体主義であるという見解もあり得る。とすればドイツ共産党的反ナチ運動は、抵抗とはみなせないという一論理展開も不可能ではない。

保守派の反ナチ名士の多くは反ワイメールであったが、反ワイメールという姿勢自体はドイツ共産党にも当てはまる。人効論的抵抗概念は結局、これは帝国主義的であるから抵抗とはいえない、あれはソ連の第五列であるから抵抗ではないというように、特定の反ナチ行為を抵抗運動から除外する議論につながつてゆく。

これを避けるために、小論では抵抗の基準をドイツ国内で、ナチス政権を倒すべき、あるいはその政策を妨げるべき、またはその政策に反する効果をもつ行動をおこなつたかどうかという点にのみ置く。行動はある動機にもとづく現実的決断の結果という意味であつて、それが含意するまたは示す規範は問題としない。ナチズムに对抗する世界観や価値觀をもつていてもいなくとも、ワイマール民主政治を肯定しても否定しても、ナチス政府を倒そうと試みた人間は抵抗者である。ゆえにここでは抵抗を目的論的範疇ではなく、因果的範疇でのみ考察することになる。戦争中に自國政府の政策遂行に反する行動をとるのであるから、そこにはどうしても利敵行為といふ性質がつきまとう。国防軍情報局の反ナチ派も赤い聖歌隊も、自分たちの行動を愛国的行為と確信して、前者は連合国に、後者はソ連邦に対敵通牒をおこなつた。彼らがナチス後に何を目指していたにしても、彼らの行為はいざれも原因があつて結果を生じたもので、その範疇においては優もなければ劣もない。これから、彼らのうちのどちらか一方を抵抗として、他方を抵抗とは認めないという判断は下せない。だからわたしはオスター(Hans Oster)もシュルツェ・ボイゼン(Harro Schulze-

Boysen) もともに抵抗者と認める。

ただし行動といつても、そこには影響力の強弱が存在する。隠れてジャズを聴くことと身の危険をおかしてユダヤ人を逃がすこととは、レベルが違う。ポイケルトはナチス政権下のドイツにおける反体制的行動を政治的社會的インパクトが弱いほうから強いほうへ順に、非同調、⁽⁶⁾拒否、抗議、抵抗と分類した。この四分類の境界をかんたんに割り切ることはできないが、ナチス政府の諸政策を妨害したり、さらにクーデターをおこして体制を変えようとする試みは、たとえ失敗したとしても実行されたからには、それは意志と行為の結果を表示しており、行為者の思想や政治的立場にかかわらずポイケルトのいう公的政治的社會的に最も影響力の強い反体制行動、すなわち抵抗と呼んで然るべきであろう。七月二〇日事件だけがドイツ抵抗運動ではないけれども、それが唯一実行に移されたナチス体制転覆の試みだった事実はやはり重い。

小論でなぜこの七月二〇日に代表される保守派の抵抗運動に注目するのかということについては、ナチス政権を倒す現実的可能性が最も高いグループであつたという以外に理由はない。一般に大衆のナチス支持は強く、抵

抗者のほうが国民大衆のなかでしばしば孤立感を味あわなければならぬという状況のもとでは、Volksoppositionを創造することは望めない。抵抗運動を考えるときに小論で固執したいのは、むしろドイツ国内でおこなわれた行動という点である。被占領地のパルチザンやレジスタンスならば、ナチスは侵略者であり外敵である。彼らの運動は住民の公然、非公然の支持をあてにすることができると、個別の局面で敗北しても抵抗は英雄的行為とみなされる。アメリカ、イギリスによる精神的激励、物的援助もあつて最後の勝利を確信することもできよう。これに対しても秘密警察による日常的監視、大衆のナチス支持、彼らによる密告の懸念、抵抗が反逆罪や新しい「七首伝説」につながりかねないという葛藤と孤立感（じつさい戦後ネオナチによつて「七月の犯罪者」という造語が生まれたが、いうまでもなく「十一月の犯罪者」からの連想であろう）、交戦相手である連合国の冷淡な態度などドイツ抵抗運動に係わる諸困難の多くは、ドイツ国内でおこなわれるという条件にかかっている。

この点は決定的である。⁽⁸⁾ この状況を理解しないドイツ抵抗運動に関する考察は、超歴史的なものになりかねない。したがつて、亡命者の外在的反ナチ運動はドイツ抵

抗運動のなかにわたしは含めない。思想、活動が反ナチズムであることは間違いないけれども、国外にいたといふことからトマス・マンやブラントは「こゝでは抵抗者のなかに入れない。このような範疇の設定は、彼らの反ナチ姿勢の確実さとはまた別次元のことである。他方、国内にいてもカロッサの「」とき innerer Emigrant はせいぜい非同調者であつて抵抗者ではない。Emigrant の活動も innerer Emigrant の活動も、ともに小論では抵抗運動として取り扱わない。前述の定義に照らして、たとえ活動の強度からして抵抗という評価ができたとしても、国外でなされたものはドイツ抵抗運動とはみなさない。また国内でなされたとしても、国内亡命はナチスに協力しなかつたというだけで、抵抗という評価をするには値しない。

ブラントが抵抗と評価できる行動をとらなかつたから抵抗者とみなさないのでなくて、彼の抵抗は国外でおこなわれたからドイツ抵抗運動のなかには入れない。カロッサがヨーロッパ作家連盟の会長職を引き受けたから抵抗者とみなさないのでなくて（じつさい抵抗運動を利用するために体制内である地位を保つことはあつた）、彼が国内にいてもポイケルト的な概念において抵抗と評

価できるほどのインパクトのある行動をとらなかつたから、抵抗者とみなさない。

ついで研究史の整理であるが、これはすでに触れたことがあるので拙稿ではかんたんに概観するだけにとどめる。ドイツ抵抗運動に関する最初の研究は終戦直後に出版された抵抗運動生存者による、かつて彼らを認めなかつた連合国や彼らを反逆者と誤解しているドイツ国民に対する反発、啓蒙あるいは彼らの行動の欠陥に対する反省、弁証などを含めた回顧録である。占領下にあるドイツ国内では、ドイツ抵抗運動に関する文献は出版できなかつたため、その多くはスイスで出版された。⁽¹⁰⁾これらは今でも参考すべき貴重さを残しているが、当事者の文献は今でも参照すべき貴重さを残しているが、当事者による二次的な史料という性質をもつてゐるために、上述したような研究史上的意味を考えるとともに史料批判の対象である。史料涉猟に限界があつたことから、これらの文献が初期の抵抗運動研究に与えた影響は大きい。たとえば、シュラーブレンドルフが伝えてゐる自殺したトレスクウ (Henning von Tresckow) 大佐の別れの言葉は、一九五〇年代にはしばしば引用されドイツ連邦共和国の「国民的再建への権利要請に貢献した」⁽¹¹⁾。

保守派抵抗運動の政治的な立場が、ボン・デモクラ

シ一に発展しないことは先駆的研者ロートフェルス、ヴァイゼンボルン、フェルスター、ツエラー、リッターも知らないわけではなかつたが、彼らは反ナチ運動へと向かう抵抗者ひとり一人の動機の倫理的性格をより重視した。さらにナチズムの非合理主義、人種主義に対するこの派の抵抗運動の合理的で理性的な愛国心を諒とした。⁽¹³⁾

そこで一九五〇年代の研究では、ベック、ゲルデラー、ハッセル、シュタウフェンベルク (Claus S. von Stauffenberg)、トレッサーが好んで取り上げられた。それはまたおそらく、個性記述を重んじる正統派史学に相応しい対象でもあつたろう。リッターについていえば、ナチズムをドイツ近代史の主潮流からの逸脱とみる彼のナチス観が、この問題にも投影されていたということもできよう。

つまりフリードリヒ大王やビスマルクの伝統からは、全ドイツ派やナチスは生まれない。ドイツ史の正しい伝統に復帰することで、ドイツ国民はナチズムを克服できる。ナチズムはドイツ史のアンファンテリブルであつて、正嫡子はゲルデラーらがおこなつた反ナチ抵抗運動のうちにある。⁽¹⁴⁾他方ソ連に通じる共産党の反ナチ運動は非愛国的なもので、これまたドイツ史の正統から逸脱してい

る。こうした觀念は、五〇年代の西ドイツの抵抗運動研究にほぼ共通するものであつた。第三帝国のドイツにはナチズム以外の、また東ドイツが称揚するKPDの反ファシズム運動とも異なる「もうひとつのドイツ」が存在していたが、それがドイツ抵抗運動であり、その最大の表象が七月二〇日事件であつた。

一九六〇年代に入ると、フィッシャー論争をひとつ契機としてドイツ現代史の、とくに外交史の再検討と歴史家の世代交代が、ドイツ歴史学界のなかで徐々にすんだ。保守派の反ナチ運動についても、グラムル、モムゼンのような（当時の）若手研究者はリッター、ロートフェルス的な抵抗運動像に飽き足らず、彼らの大ドイツ主義的要求や非民主主義的傾向を指摘した。⁽¹⁵⁾しかしこのあと、とくに少壮史家の抵抗運動研究は社会史的方向に向かい、保守派抵抗運動の政策、思想は余り掘り下げられて論じられなくなつた。テーマは多様化、ミクロ化し、地域社会や職場における非エリートの反体制行為が好んで取り上げられるようになり、ベックやゲルデラーのようなビッグネームは、しだいに抵抗運動研究の主役からはずれていった。抵抗運動の概説的事件史研究書に限つていえば、一九六九年のホフマンの大著を越えるものは

その後でていないとさえいえる。連邦共和国の抵抗運動研究では、政治史的研究が深まる前に、諸家の関心が社会史や日常史に移行した感じがする。

ドイツ民主共和国ではナチスと抵抗運動についての国論が統一されていたために、このテーマの歴史研究の発展にも限界があつた。ここでは、初期のドイツ連邦共和国で共産党の反ナチ運動が抵抗と認められなかつた以上程度で、逆に保守派の反ナチ運動は抵抗とは認知されなかつた。すなわち旧東独史学界では、保守派の反ナチ運動は同一支配階級内部の権力闘争であり、その「反動的で帝国主義的な」路線は戦後アメリカの支援のもとで連邦共和国に受け継がれたという公式論に、最後まで拘束されていたように思われる。⁽¹⁷⁾

旧東ドイツ政府から見ると、旧西ドイツは「アメリカ帝国主義」にバック・アップされて、ナチズム体制をじゅうぜんに清算しないで樹立された国家で、第三帝国と一定の連續的性質を有する。保守派の反ナチ運動は、担い手がナチスを生み出した勢力と同一支配階級に属していたゆえに、戦後ボン体制に連続する。したがつて第三帝国、連邦共和国、保守派反ナチ運動はその重複した性質のために、三者三様に否定される。これに対しても、K

PDはナチスと対極に位置するゆえに、共産主義者の反ナチ運動は、集団的なものとしては唯一の真の抵抗運動であり、その後裔たるドイツ民主共和国は第三帝国とまったく断絶しており、それゆえ連邦共和国に対して精神的優位に立つ、という見解が冷戦時代を背景に、政治の指導のもとで旧東ドイツで形成された。時の経過とともに変化はあつたであろうが、この枠組みは旧東独史学界では基本的に維持されたように見える。それだけに、おそらくKPD系の抵抗運動については研究が深化、進捗したと思うが、勉強不足でわたしはその間の研究動向に知識がない。

わが国のドイツ抵抗運動研究は今もつてそれほど数多くない。そのなかでは、まず早逝された故寺坂精二氏をあげるべきであろう。ベックを筆頭に国防軍反ナチ派に関する氏の諸論考は一次史料を参照したものではないし、研究環境の時代的制約も否めないとはい、このテーマにかかる先駆的研究として今でも価値を失っていない。また個別的研究としては、七月二〇日事件にかかわった社会民主党員に関する山本尚志氏の論考の他に、不充分なものではあるが保守派抵抗運動の外政構想を分析したわたしの旧稿も、諸家が寛容の目で見てくれるならば、⁽²⁰⁾

あるいは研究史上にささやかな貢献をしたといつてよいかもしれない。さらに永嶺三千輝氏の「七月二〇日事件前夜のドイツ人民衆の動向」⁽²¹⁾は当該事件を直接考察したものではないが、当時のドイツ民衆や兵士がおかれている物的、精神的状況を豊富なアルヒーフ史料をもとに分析した力作で、事件直前に一般ドイツ国民や前線銃後の兵士たちが陥っていた生活環境と心理状態を知ることができ。ドイツ人の反ナチ運動にかかる邦語の概説書には、池田浩士、中井晶夫、小林正文三氏の旧著と山下容子氏の新著がある。⁽²²⁾これらはドイツ人の反ナチ運動に關心をもつた初学者が、テーマを絞りこむ前に読む入門書として役立つ。

わたしはすでに述べた理由から抵抗概念の没イデオロギー化を図りたいと考えている。事効論をとることで、行為主体の思想、価値観を越えて、抵抗を広く捉えることができるようになつたと思うが、行為の業態という面では抵抗が狭量に扱われ過ぎるという不安が無くはない。さらに人効論を退けたために、反ナチ行動行為者の政治的立場、思想、世界觀が抵抗の認知基準から抜け落ちたこと、あるいは国外亡命者の反ナチ運動をドイツ抵抗運動に入れないと、異論をもつ向きもあるだろう。小

論のような準拠枠を立てることによつて、ドイツ抵抗運動に対する視野が広まる反面、見失う部分が出てくるかもしれない。この点注意したい。

ところでドイツ抵抗運動研究者の一人として、元文部技官で科学技術史家の故中沢護人氏をあげておかなければならぬ。氏はドイツの技術史家ベック博士の大著「鉄の歴史」を二〇年かけて邦訳した（たたら書房）ことで識者の間では著名であるが、博士の次男が国防軍反ナチ派の中心人物ルートヴィヒ・ベック上級大将である。氏は博士を調べるうちにこのことを知つて、私家版でベック将軍に関する研究冊子を出しつづけてきたという。⁽²³⁾敬虔なクリスチヤンであつたという故人は、ベック将軍のどこにひかれたのであろうか。当然のことながらワープロ打ちの私家版では研究史上に残りにくい。老婆心ではあるが、しかるべき編者と出版社を得てそれらの冊子が活字になる機会が訪れればよいと思う。なお管見のかぎり、邦語先行業績のなかには、ナチス体制を清算したあとに来たるべき、抵抗運動のドイツ再建プランについて考察した論考は見当らなかつた。

二 ハッセル、ポーピツツ・グループ

ウルリッヒ・フォン・ハッセル (Ulrich von Hassel) とヨハネス・ポーピツツ (Johannes Popitz) は、保守派抵抗運動のなかでもとくに権威主義的傾向の強い思想の持ち主であった。ハッセルは職業外交官で、共和国時代に駐バルセロナ総領事、駐コペンハーゲン公使、駐ベルグラード公使を歴任したあと、一九三二—三八年にかけて駐イタリア大使を勤めたが、三八年一月にヒトラーが強行した外務省改組によつて辞職した。第二帝政時代の著名な海軍軍人、ティルピツツの女婿としても知られている。彼はイタリア大使の頃、独伊提携がドイツを英仏 (Westmächte) との戦争に導くことを懸念して、しだいに反ナチ姿勢を強めていった。

ポーピツツは大蔵官僚であるとともに財政法の権威で、第三帝國期に現職のプロイセン大蔵大臣（一九三三—四年）であつたが、共和国時代にはライヒ大蔵次官（一九二五—二九年）として、社会民主党ヒルファーディング蔵相のもとで働いた経験をもつ。合理主義的な専門官僚であつた彼は一九二九年十一月、ディロン・リード銀行との交渉をすすめていたが、H・ミュラー政府の外国

はポーピツツはヒルファーディング蔵相に協力したとしているが、ブリュニングはポーピツツは蔵相が辞職せざるを得ないように工作したと伝えている。⁽²⁶⁾ 彼はナチス政権下にプロイセン蔵相となつて国政の舞台に復帰したが、戦争中にベルリン水曜会 (Mittwochsgesellschaft) を通して、すでに下野していたハッセル、ベック元大将と親交を深め、ナチス体制への一反対者となつた。

ナチス政権を倒したあのドイツ再建に関する最初の計画は、素描という程度のものであるが、一九三九年十二月にハッセルとポーピツツの間で話し合われ、翌年一月、ゲルデラーとベックを加えて検討された。⁽²⁷⁾ このとき第二次世界大戦は始まつていたものの、まだドイツと英仏両国は実質的には戦火を交えていないという微妙な状況下であつた。「クーデターにおける第一措置に関するプログラム」とタイトルがつけられたこの綱領の内容を、以下に抄訳する。

(一) ドイツ政府は和平を決定した。この和平はドイツ・ライヒと国民の存立、独立、生命活動および安全を

保証する。ドイツとポーランドの国境はかつてのライヒ国境を復活する。

(二) ドイツ政府は上記の基礎に立つ速やかな和平に向けて努力する。

(三) ドイツ政府は国民社会主義に対する判決を歴史に委ねる。ナチス政権はドイツ国民の精神を圧殺し、その経済的富裕を奪取するごとき政策をとり始めた。

(四) 堪え難い一党独裁支配が樹立され、それは鉄の道徳の基本原則を侵害し、人格を無視した。正義と法に対する侵犯は処罰されないままである。

(五) 国家組織はナチスの党組織によって空洞化あるいは破壊されつつある。

(六) 秩序ある財政経済については何も語られず、税負担がはかり知れないくらい増大した。

(七) 一九三八年以来、ドイツの外交は冒險的性格を帶びて現実政治は無視された。政治的英知の欠如が現下の戦争をもたらしたのであり、ヨーロッパの諸価値はボルシェヴィズムの優位のために破壊される危険性がある。

(八) ドイツ国家の最高権力は正常な立憲的生活を再び樹立することが可能となるまでは執政政府 Regierung

が掌握する。執政政府はライヒ執政 Reichsverweser と二人の同僚から構成され、國務大臣を任命する。

(九) ドイツ国民をこれまでの体制から新しいより健全な進路へと導くために、執政政府は以下の命令を発する。

a ナチス党は解散させられ、ナチスの諸組織は新政府の管理下におかれる。親衛隊は解散させられる。国防大臣は親衛隊と突撃隊の武装人員の国防軍への編入を調整する。内務大臣は警察を暫定的に新編成し、執政政府が最終提案をおこなう。

b 労働奉仕は維持されるが改編される。労働大臣はこの改編についての提案を執政政府におこなう。

c 労働戦線は新しく編成されなければならない。経済大臣は労働大臣と協力してこの新編成について必要な暫定措置をとり、執政政府が最終提案をおこなう。

d 経済組織は当分の間は現在のままでするが、國家体制と関連して改造される。経済大臣は必要な人事交代について配慮する。

e ナチスの全組織と労働戦線の資産と収入はライヒに移管される。大蔵大臣は関係各大臣と協議のうえ、本件に関する必要な命令を布告し、執政政府がそれらの資金の使用について最終提案をおこなう。

f 執政政府は新国家の建設準備のために憲法評議会を設置する。同会議は内務大臣の議長のもとで動議をまとめ、法務大臣は法治国家を再建するために必要な暫定的指令を下す。

g 国防軍はただちにライヒ執政に忠誠を誓わなければならぬ。ライヒ執政は全国防軍の最高司令官であり、陸海空の上級司令官を任命する。

i 執行権はプロイセンを除いては各ラントに移行する。プロイセンと占領地区では、執政が任命した防衛司令官 Wehrbefehlshaber に移行する。

j (欠落)

k ライヒ地方長官 Reichsstatthalter (ナチス政府が任命した地方総監、法的地位はラントにおけるライヒ首相の代理 (筆者註) は廃止される。プロイセンにおいては、ライヒ執政が最高の執行権保持者である。

n 立法評議会は一委員会を設けて、国家の教会に対する関係をいかに規定するか提案しなければならない。その際、国家の優位が原則となる。

o 戰争中の報道は行政権力の検閲にしたがう。戦争終結後は国家の安定という枠のなかで、報道は自由である。

p 学問およびその教授は自由である。

q 戰争中は出版は行政権力の監督にしたがう。戦争終結後は出版のゆきすぎに對して、国家と国民は立法によって擁護される。

ここには、ナチス体制から新体制に移行する間の非ナチス暫定政権のよつて立つ諸原則が述べられている。ハッセル、ポーピツツはナチズムを清算して安定した新政府を創出するまでは、行政優位の軍事独裁的な体制が必要であると考えていた。ハッセル、ポーピツツの理想は君主政の復活であり、とりあえず摂政 (Regent) とし

m 執政政府は法律評議会 Gesetzesrat を設置する。彼らは一月二〇日以後 (ヒトラーが首相に就任して以後一筆

て、プロイセン公子オスカールをたてることがが有力だつたが、最終的な政体は未決定であつた。またゲルデラーアは新政権に対する国民投票による信任を提案したが、ハツセルもポーピッツも否定的だつた。

ゲルデラーアと彼らの間の懸隔は小さいものではなく、国家統制論者ポーピッツはゲルデラーアの「議会人的連合交渉」に強く反対していた。⁽³¹⁾ 一般に保守派の抵抗運動家には、ナチズムを支持した国民大衆に対する不信感が強く、それが彼らの新国家体制の考察に大きく影響する。

かりにナチス政権を倒せたとしても、ナチス残党の活動や大衆のヒトラー信仰を勘案すれば、即座に国民投票や選挙は非現実的である。ナチス体制を清算するためにも、暫定的な軍事独裁はやむを得ない。しかし新体制の基盤を広げるためには、旧社会民主党や旧中央党勢力との連合交渉はやがて政治日程にのぼることになるであろうし、七月二〇日事件に際しては実際にそうなつた。さらにハツセル、ポーピッツはナチスに対する処分を「歴史に委ねる」としているが、それでは抵抗運動としては弱気過ぎるであろうし、非ナチス・ドイツ政権の正統性にも支障が生じるであろう。

ところで、ベック、ハツセル、イエッセンらとともに

水曜会の一員であつたポーピッツは、同クラブで何回か（一九三四年）報告者をつとめた。その場で彼がナチス後の包括的な政権、政策構想を語つたわけではないが、これらの口述記録から彼の国家観を窺うことができる。ポーピッツによればライヒという概念は、歴史的にみると統一国家を意味するものではなく、そのなかでドイツ諸部族が自律して暮らしてゆくことができる上層国家 (Oberstaat)、すなわちドイツ諸部族の連邦 (Föderation) であった。それがプロイセンによる統一によって政治的な国民国家を表す概念へと変化をとげた。将来のドイツはこの二つのライヒ概念を合体させて、プロイセンを解体しつつ、ガウを最大の地方政治の単位とする新しいライヒを創造しなければならない。これがポーピッツのめざすライヒ改造 (Reichsreform) である。

この改造を妨げるものは、ビスマルク帝国であればプロイセンの過剰権力、ワイメール共和国では憲法のライヒ・ラント権力の複合的諸規定である。そこでポーピッツの構想する新ライヒではプロイセンは解体されてライヒに統合され、各ガウには首長の他にライヒ地方長官 (Reichsstatthalter) が中央政府から派遣される。一方オーストリア、ズデーテンがガウとなつて新ライヒを構

成するゝことは、何の躊躇も示されない。また彼の国家概念は、国民と領土と排他的な国権 (Herrschaftsgewalt) と持続的に作用する倫理的諸関連からなるのであるが、そこに西歐流の契約あるいは法の支配という観念を見い出すゝとは困難である。したがつて彼のいうガウは、そこに住む市民による地方自治の単位とはいひ難く、ドイツ系住民を包括する大ドイツである新ライヒは、中央集権体制をとると考えたほうが適當である。ハッセルやポーピッツの関心はもつぱら公法的権力関係に向けられ、シビルの自然権が彼らによって顧みられることが少なかつた。ワイマール共和国において考えられていた地方自治とライヒ改造は、憲法にしたがい民主的基盤に立つてライヒとラント、ライヒとプロイセンの二元性を解消しようとするものであつたが、⁽³³⁾ ポーピッツのそれは権威主義体制に立つて、中央集権化をすすめることによつて達成される性質のものだつた。

ついでポーピッツは一九四三年秋に、ハツセルをはじめとして元ベルリン大学國家学教授イエッセン (Jens Peter Jessen)、パーベン、シュライヒヤー内閣で首相府官房長を勤めたプランク (Erwin Planck) の協力を得て、これまでの議論をまとめ形で、新体制に関するより具

体的な一つの草案をまとめた。それが「国家生活と法生活の秩序ある関係を再建するための法律」(暫定的国家基本法) と「戒厳状態に関する法律の取り扱いのための基本方針」である。⁽³⁴⁾

「基本法」は全一六条五四項から構成され、かなり本格的な憲法草案にあたる。第一条は原則的命題で、具体性のある内容としては司法権の独立、義務兵役と宗教教育規定、農業保護などがあげられる。第一条は地方行政である。最大の地方行政単位はラントで、ラントはベツィルクにわかれる。ベツィルクはクライスにわかれるが、これには農村クライスと都市クライスがある。ラントの首長はラント首相 (Landesoberhauptmann) であるが、ラント行政はライヒ全権委員たる地方長官 (Statthalter) によつて監督を受ける。この草案では、両者の権限領域は不分明である。ラント首相と地方長官は諮問機關としてラント参事会をもつ。ラント首相とラント参事会員がどのようにして選出されるのかについても規定がないが、ラント住民の選挙による選出は考えられていないようである。なお一ラントは一軍管区 (Wehrkreis) を形成するが、一軍管区が複数のラントを含むゝともあら。国家元首 (Staatsoberhaupt) はライヒ執政 (Reich-

sverweser) である。執政とライヒ政府は、國家評議会 (Staatsrat) の補佐をうけて執行権を行使する (四、五条)。ライヒ執政の機能は強力で、国際的にライヒを代表するほか、ライヒ首相と閣僚を任命または罷免する権限をもち、統帥権を掌握する。また執政はライヒ官吏と将校に対する任免権をもつ (七条)。ただし執政の命令は首相と閣僚の副署がなければ有効とならない (八条)。法律はライヒ政府が制定する (九条) が、立法府に関する規定はない。國家評議会のメンバーはライヒ首相、ライヒ大臣、ライヒ地方長官のほかは、任期五年で執政が任命する。國家評議会は一般情勢がより広い基礎をもつ国民代表機関の設立を可能とするまでは、ドイツ国民を代表する (一〇条)。この規定によつてからうじて将来の議会開設を期待することができるが、これ以外に国会を予想させるものは、この草案中に見当たらない。

ナチス政府高官の処分に関しては、ナチス時代のライヒ大臣、ライヒ地方長官、県知事、占領地総督、ライヒ全権委員、警察長官などはその職から退くことになつている。またナチス体制を支えた官吏の追放は一九三三年四月七日の法律にしたがつておこなわれる (一一条)。ナチス党とナチス諸組織、秘密警察は解散され、収容所

は廃止される。またあらたな政治結社の結成は禁止される (一三条、一四条)。さらにユダヤ人に対する差別的法律は効力を停止する。最後に非常事態が宣言され、混乱を回避するために、秩序が回復されるまでは執行権は国防軍が掌握し、非常事態に関する法律が適用される (一六条)。一九三三年四月七日の法律とは、ナチス政權がつくつた職業的官吏再建法をさすとしか考えられないのだが、これはユダヤ人と体制に批判的な官吏を公職から除こうとしたものであり、ナチス後にこの法律を存続させる彼らの意図が理解しかねる。

ナチス政権を倒したのちは、「暫定国家基本法」が発効すると同時に、すぐに戒厳令がしかれることができると予定されていて、それが以下に述べる第二の草案につながる。前者を根拠法とする第二草案「戒厳状態に関する法律の取り扱いのための基本方針」の要点を、以下にしるす。

戒厳令下では軍管区司令官が、管区内のすべての官庁に對する命令権をもつ。

軍管区司令官は高級官吏を任命するが、ライヒ地方長官、県知事などナチス時代の首長は除外される。

ナチスの大管区指導者 Gauleiter と管区指導者 Kreislei-

ter は職務を停止され、保護検束される。

親衛隊と警察の幹部は保護検束される。

ナチスの宣伝部局の幹部は職務を停止し、保護検束される。

ナチスに対する住民の報復行為は抑圧される。報復の危機があるものは保護検束される。

ラジオ放送局は軍によつて占拠される。

政治犯は、とくに理由がない場合は釈放される。

強制収容所は軍によつて占拠される。囚人はその収容が法と理性に違反しておこなわれた場合は釈放される。

集会、デモ、ストライキは禁止される。

捕虜と外国人労働者はしばらくの間は、彼らの労働現場にとどまる。

保護検束された人々は検束目的を達成したあとで、釈放される。

ハッセル、ポーピッツの考えるドイツの非ナチ戦後体制は、あきらかに議会政治に非ざるものであつた。彼らはワイマール共和国時代に、政府にあからさまな敵対的な行動をとつたことはなかつたけれども、議会制民主主義や政党政治に対する否定的な見解は、ハッセルの共和国期の論考にも現われており、反議会政治的対応はナチスと対決するための暫定的な戦略というよりも、彼らの基本姿勢そのものであつた。彼らの描いた新体制は第二帝政よりも以前の権威主義であり、「啓蒙絶対主義」と総括されるのが適当な性格をもつていた。彼らはヒトラーとナチズムの大衆運動をワイマール共和国の「民主主義の過剰」から生じた帰結とみなしていた。共和国が民主主義を否定する勢力に対しても民主的に対応したこ

戒厳令下の一般的な事務取り扱いとしては、とくに異常な点は指摘できないと思うが、ナチスに対する対決姿勢が弱い。ナチス全組織を敵にまわすことは、抵抗運動の成就にとつて得策ではないというマヌーヴァーを差し引いたとして、少なくともナチスの党、諸組織の各級幹部

一因となつた」とは事実であり、それを民主主義の過剰といいうならば、彼らのナチス觀と状況把握は的外れではない。しかし彼らは、ドイツにおける自由主義、民主主義勢力のひ弱さがナチスに勝利をもたらした側面を見るることをせず、ナチズム清算の処方として、議会政治そのものを否定し啓蒙絶対王政を彷彿させるレジームをめざしたのである。

ボン・デモクラシーというこの当時は存在しなかつた価値尺度をもつて、彼らを評価しようとすれば、それは超歴史的な當みとなる。しかしこのこととを考慮にいれてなお、ここに現われた構想は旧弊である。一八一五年のドイツ同盟規約 (Deutsche Staatsgrundgesetze) を嚆矢とすれば、ドイツ抵抗運動の時点では、一世紀をゆうに越える近代憲政史をもつていたドイツ国民なのである。

三 ベックの「研究」

次章で言及するゲルデラーレの覚書に影響を与えた人物の一人が、チエコ危機に際してヒトラーの冒険政策に反対して陸軍参謀総長を辞職したルートヴィヒ・ベック (Ludwig Beck) である。彼が一九三八年に退職してから戦争中にかけて、前述した水曜会で発表した論考を集

めた論文集が『ルートヴィヒ・ベック・研究』という表題で、ロンメル将軍の参謀長で国防軍反ナチ派の一員であつたシユバイデルによつて編集され、戦後になつて出版された。⁽³⁹⁾

同書についてはすでに寺坂精二氏が、抵抗運動に関するその論文のなかで取り上げている。氏は「七月二〇日に至るドイツ抵抗運動の中には、種々の要素が含まれており、動機も決して単純ではなく、西欧側また東欧側史家が指摘、攻撃するような弱点も少なくはない。しかし少なくともその頭脳とよばれたベックの動機の純粹化、次第に軍人という枠を離れて、拡大する視野と深まる倫理的確信が、この運動の精神的基盤の一部をなしていることをも否定し去ることは、歴史の理解を妨げるものであろう」⁽⁴⁰⁾としてベックの反ナチ姿勢に高い評価を与えた。寺坂氏の抵抗運動理解は、ほぼロートフェルス、リッターの路線に沿うものであつたが、多くの歴史家が国防軍の反ナチ行動を抵抗ではなくて、同一支配階級内部の権力闘争とみなしていた一九六〇年代の日本の歴史学界では、新鮮な見解だったかと思われる。小論では『研究』をとおして、ベックの国家觀、世界觀について考えてみたい。

ベックはすでに第二次世界大戦前に水曜会でおこなつた報告「将来戦におけるドイツ」と「戦略論」で軍事に対して政治が優位に立つべきことを認めていたが、この立場は「一九一四年にドイツは戦争計画をもつていたか」でいつそう明瞭となつた。第一次世界大戦前史を考察したベックは、ドイツが英仏露三強国相手の戦争を回避できなかつた原因、また大戦の敗因を、政治と軍事の共働作業の欠如に求める。とくに一九〇七、八年以降、ドイツの外交と軍事指導は誤算を重ねた。戦争計画は政治指導と軍事指導の総合であり、それが一九一四年のドイツにはなかつた。この講演内容は、ゲルデラーの覚書「道」に採用されている（第四章参照）。

さらに「戦争の諸考察」はクラウゼヴィッツの『戦争論』を支持するもので、ここで軍事は基本的に政治に服すべきであるとの見解が確認された。今日の戦争は総力戦に発展するのであるから、戦争遂行能力は総体的な国力に依存し、逆に政治の意図は軍事力によつて制約を受ける。ヨーロッパ大陸中央に位置するドイツにとって、多正面作戦は極めて危険な選択で、これを回避するのは政治の課題である。また政治がこの課題を果たせるように、軍人にも広い視野と洞察力が要求される。これらの

ベックの政治・軍事コンプレックス理論は、無謀な戦争へとドイツ国民をかりたてるナチス政権への批判であるとともに、これに引きずられる国防軍の現役将官に対する批判と読むことができる。ベックは参謀総長辞職後、ヒトラーのすすめる冒險政策に直面した後継総長ハルダー（Franz Halder）をはじめとする将軍たちの優柔不断な態度に、幾度も失望させられてきた。彼の「研究」は、現実的な反ナチ抵抗運動の意思をこめた政軍関係論と曰することができるのである。

「戦争の諸考察」を発展させ、国家や国民あるいは他の国家や国民との関係という、より大なる体系のなかで政治と軍事を論じたのが「総力戦学説」（内容をとつて意訳すれば「総力戦学説批判」とするのがよい）である。⁽⁴³⁾ここでベックはクラウゼヴィッツの有名なテーゼを逆転させて、総力政治（totale Politik）の名のもとに、総力戦遂行のために政治を軍事に従属させたルーデンドルフを強く批判する。そして、ルーデンドルフのそれとはまったく逆の概念をもつたベック独自の総力政治について語る。ベックのいう総力政治は、一國家の内政、外政上のあらゆる要素を計算して軍事を統御するだけでなく、一国民と他国民との争いをも統御するものとなる。この

ような観念はゲルデラーの覚書のなかに出てくる「政治の全体的性格」に影響を与えていたと思われる（第四章参照）。戦争が政治の継続であつたクラウゼヴィッツに反して、ルーデンドルフにおいて戦争は自己目的と化した。

ベックのなかでクラウゼヴィッツのテーゼは、カントの恒久平和論と結ばれて平和維持の機能を果たすところにまで高められた。「総力戦学説」の講演は一九四二年六月一七日に水曜会でおこなわれたが、この時ドイツはすでにチエコ危機当時から彼が危惧した多正面作戦、英米ソを相手とする第二の世界大戦を戦っていた。ベックは戦争を物神化したルーデンドルフの延長上にヒトラーを見ていたといえよう。「研究」で見せた彼の深遠な洞察はますます、状況を操作する政治のフリーハンドを拘束する、軍事エゴイズムの危険性に対する警戒を深め、他方その危険性を回避するために政治のもつ叡知とリアリズムに対する期待が高まる。しかし第三帝国の現実は、ナチズムの政治に国防軍の軍事が屈伏するというドイツ史上では新しい状況を生み出していた。ナチス・ドイツでは、ベックが高く評価するビスマルク時代よりも、軍は政治に服属していた。それゆえベックは、軍事指導に

対する政治指導の優位を認めながら、同時に責任ある地位にいる軍人の、リアリズムを欠く政治に対する抵抗に余地を残したのである。

シュラーブレンドルフの回顧によれば、ベックとヒトラーとの対立はフリッチュ危機に始まり⁽⁴⁴⁾、チエコ危機に至り決定的となつたが、ベックは彼にこの当時ヒトラーとの間で交わされた以下のような議論を伝えている。ヒトラーはベックに、国防軍は政治の道具であり、時が来れば自分が軍に指令を与える、軍はその指令の当否を論ずるには及ばない、ただその指令を果たせばよい、と語った。これに対して、そのような立場は参謀総長としての自分のとるところではない、その内容を承認できないような命令に対して自分は責任をもつことはできない、⁽⁴⁵⁾というものがベックのヒトラーに対する答えであった。ここにはすでに、「研究」で確立されることになる政治の軍事に対する優位と、軍人の国民あるいは国家に対する責任という彼の信念が示唆されている。軍人は政治に服するものが原則であるが、政治が国民や国家を危機に陥れると考えられる場合には、政治の命令を拒否することも、ベックは可とした。イギリス、アメリカのような民主主義国家ではない国に生まれた理性的軍人の行動の難しさ

を、彼は体現していた。

ラインラント進駐までは、ベックはナチス政府に忠実であった。ヴエルサイユ条約の不当は、彼にとつても自明だった。ヒトラーと対立し陸軍を去るにあたっては、迷いがあつたし躊躇もあつた。⁽⁴⁶⁾しかし「研究」は、ナチズムとの対決姿勢が強まるにつれてクラウゼヴィッツとカントを拠り所として、彼の精神もまた成長したことを見示している。

四 ゲルデラーの「目標」

カール・ゲルデラー (Carl Friedrich Goerdeler) は一九三〇—三七年にかけてライプツィヒ市長を務めた保守政治家で、多くの保守派抵抗運動者と同じように、第三帝国初期にはヒトラーに共和国末期の混乱收拾とドイツ再建を期待した。ナチス政権のもとで一九三三—三四年には物価監督ライヒ委員であつたが、再軍備の加熱とくにゲーリングを指導者とする四ヶ年計画が経済財政を圧迫することに危惧を懷き、しだいに反ナチズムに傾斜した。一九三七年、政府のユダヤ人迫害に抗議してライプチヒ市長を辞職したあとは、反政府活動に向かつた。ワイマール共和国の市長時代に市政運営のうえで、社会民

主党と協力関係にあつたことは、労働総同盟やキリスト教労組出身の反ナチ・グループとの接触、情報交換において、抵抗運動の官僚派とは異なる柔軟さをこの人物に与えた。⁽⁴⁷⁾

また彼は共和政不支持の国家人民党員であつたが、共和国末期にフーゲンベルクを党首として同党が共和国政府に対し非理性的な妨害政策を試みるようになると、これを離党してすんでブリューニング政府に協力した。同内閣において物価監督ライヒ委員を務め、均衡財政に協力したゲルデラーが、まもなくナチス政権の経済政策と対立するに至つたことは驚くべきことではない。立場上、ライヒスバンク総裁シャハトよりも早く政府との対立が深まつたのである。彼の反ナチ活動に便宜をはかつていたのが、シュトゥットガルトの有力財界人ボッシュ (Robert August Bosch) である。ボッシュ社外国支店代表の隠れ蓑がなければ、ゲルデラーの国外活動は難しかつたであろう。⁽⁴⁸⁾

彼の非ナチス政権構想は一九四一年の末に、「目標」(Das Ziel) と題する覚え書きにまとめられた。この覚え書きは、「あらゆる国家の課題は、国民生活の維持、改善に向けて自然法が市民に提供した労働を擁護し、こ

のような労働に貢献する諸力を強化することである。政府と国民がこの包括的な国家課題をはたすためにおこなう諸活動を、人は政治と名づける」という思弁的な定義から始まる。そして新生ドイツの外政、内政目標はこの政治の変更してはならない土台、すなわち政治のもつべき全体的性格 (Die Totalität der Politik) の上に構築されるという。

「外政の目標」については、以前に別稿で説明したことがあるので、ここでは簡単に触れるにとどめる。要点はドイツ国外に居住するドイツ人も含めて、すべてのドイツ民族をライヒに統合しようというものである。そしてユダヤ人については、列強の協力でカナダか南米にユダヤ人の新国家を建国するのがよいとされる。ドイツ人が居住する地域はドイツ国家に統合するという主張は、近隣諸国にはそれだけで脅威なのであるが、帝政期に青年時代をすごし、ヴェルサイユ体制に反発するゲルデラーのナショナリズムは、この覚書作成当時にドイツが現実にヨーロッパを席巻していた事実に加えて、民族自決という観点から理解するに余地ありとしても、ユダヤ人に対するこのような態度はどう考えるべきであろうか。手続きは別としてユダヤ人のナショナルホーム建設を支

援すると読めるが、ユダヤ系ドイツ国民の処遇については言及がない。

「内政の目標」は法制度、精神の自由、教育制度、経済組織、経済政策、自由職業、公務員、平衡政策 (Ausgleichspolitik)、宗教制度、国家的青年団体、国防軍、労働奉仕、警察、失業、財政、通貨、(ナチス) 党という一七項目からなる。以下に精神論的部分を除いて、具体的な政策を取り上げてみる。新体制における法制度では刑法、刑事訴訟法の人身保護規定の擁護と汚職の摘発が強調される。そして強制収容所は国防軍の管理下に入る。報道と著作は基本的に自由である。学校における宗教教育は不可欠である。ナチス時代の農業、商工業にかかる経済諸団体は、当分はそのままとする。ナチス労働戦線はすみやかにライヒ経済大臣が任命する管財人の管理下に入る。

経済政策では自由競争が重視され、カルテル、シンジケート、コンツエルン、トラストなどはできるだけ抑制される。そして「創造的な個性と責任感に場所を得させるために、それらの独占企業体は自立的經營 selbständige Unternehmungen に分解されるべきである」という。旧東独史家からはゲルデラーは独占資本の利益代弁者と

非難されたが、⁽⁵²⁾ ここで見るかぎりは彼はむしろ中小経営の擁護政策に熱心であった。官吏は政治的に中立を求める、政党に属さない。平衡政策によつて、老齢・疾病・障害の各保険を充実させる。すなわち平衡政策とは社会保険政策のことである。教会の自律性は尊重される。

義務兵役制度が採用され、ナチスの武装親衛隊は国防軍に編入される。女子の労働奉仕は即時廃止される。成年男子の労働奉仕は維持され、その指導者には将官が任命される。労働奉仕は本来、若者たちの教育と失業対策の意味があつたのであるが、これによると、男子の労働奉仕が軍事教練的意味をもつてくるかもしれない。

一般警察は地方自治体に移管される。ライヒ警察は保安警察 (Sicherheitspolizei) ないし防衛警察 (Schutzpolizei) である。ライヒ警察長官はガウ (Gau)、都市クラス、農村クラスの警察本部長とともにライヒ内務大臣によつて任命される。自治体警察の業務は消防や福祉、土木建築、道路、営業にまで広がる。内務大臣監督下の秘密警察は刑法、刑事訴訟法に服する。これによると、警察の取り扱い事務は民事にまで介入する広範囲なものとなり、⁽⁵³⁾ に構想される自治体警察は明らかに啓蒙專制国家的、牧民官的な統治装置である。刑法、刑訴法に

服するとはいゝえ、秘密警察が残つてしまふのは、治安公安を重視するためであろう。

失業問題の解消は国家の課題として認識される。そのための施策は職業紹介、失業保険、雇用創出の三つである。職業紹介事業は都市クラス、農村クラス、ガウに属し、この諸管轄庁で処理できない場合は、ライヒ失業保険庁 (Reichsstelle der Arbeitslosenversicherung) の業務となる。一時的な失業については失業保険制度で対応する。失業保険資金は一割を地方自治体の、二割をライヒの、六割を労使の拠出によつて調達する。長期大量の失業については民族共同体 (Volksgemeinschaft) が救助手段を講じる。すなわち、公共事業による失業者の直接救済である。

財政政策ではナチス国家の債務が強く意識される。ゲルデラーによれば、一九四〇年末までのライヒ債務は略一〇〇〇億マルクに達し、そのうち長期債は少なく、大部分が短期中期債である。そしてこれらの債務の償還のために年々一一〇一一一〇億マルクが必要となる。そこでライヒの公的需要を充たし、同時に債務償還を安定させるために、経済活動全般にわたつて生産性を向上させなければならぬ。また低金利と償還期限の延長によつて

て、ライヒ債務の縮小をはかる必要がある。指摘の点は理解できるが、財政再建策としては、いささかナイーヴであろう。さらに財政安定のためにつぎのような税制が採用される。

市町村財政は、市町村税と市町村の経済活動からの収益や免許事業の許認可料、およびライヒからの助成金によって資金調達される。ライイス財政は、市町村の分担金とライイスの経済活動からの収益や免許事業の許認可料によって資金調達される。ガウ財政は、農村ライイスおよび都市ライイスの分担金とガウの経済活動からの収益や免許事業の許認可料によって資金調達される。ライヒと市町村と都市ライイスのみが独自の増税をおこなう。市町村は土地税、営業税、酒税、娯楽税、犬畜税および所得税と売上税の一部を使用することができる。残る税目はライヒ税である。

この鳥瞰図では地方自治体の財政主権はかなり強化されるようである。これはゲルデラーの「内政の目標」では、一般行政における地方自治体の比重が大きいことに対応している。このような地方眷恋ともいうべき態度は、後述する彼の国会と地方諸代表機関との有機的連関規定のなかにも見い出されるが、彼が共和国時代に市政

運営に長くかかわったことが影響しているように思われる。ただしその地方政府に民意をどうやって反映させるかという問題が残る。これはやはり後述する彼の地方諸代表機関構想と関連させて考えなければならない。

通貨政策に関しては通貨価値の安定が不可欠とされる。ライヒ政府はライヒスバンク総裁を任命するが、中央銀行の政治的中立性、自律性は尊重される。ライヒスバンクは通貨の価値を破壊するような政府の財政需要と、通貨濫発を拒否することができる。通貨価値の安定はブリューニング内閣で物価監督ライヒ委員を勤めた頃からのゲルデラーの持論である。他方、中央銀行に支持された信用創造については何も語られない。インフレーションを嫌う彼は積極財政の支持者ではなかった。

ナチス党の武装組織はただちに解体させられる。ナチス民族福祉団（NSV）の業務は市町村、ライイス、ガウに移管される。ナチス党が国政、経済、文化に介入する根拠となっていた法律、命令は即時廃止される。これらの措置はよいとしても、ナチス幹部に対する処置は曖昧である。

ついでゲルデラーは新憲法（Verfassung）を構想する。まず彼はこれまでのドイツの一いつの憲法の欠点を指摘す

る。彼によると、帝政期のドイツでは、ビスマルク憲法の諸規定のためにライヒの発展が邦の支持、不支持によって左右されてしまつた。要するに第二帝政のドイツは国民国家として未熟であつた。ワイメール共和国の最大の欠陥は、比例代表制の導入である。そこでは選挙において有権者は、自らが信頼する候補者に投票するのではなく、政党が準備した候補者リストを選ぶだけである。選挙人と被選挙人との間には有機的なつながりがなくなり、一時的で多かれ少なかれ壊れやすい利害関係が存在するだけとなつた。

新体制はこのような欠陥を克服しなければならない。えに、ゲルデラーの構想もライヒの構成と選挙に多くの貢がさかれる。最大の地方自治体はガウである。ガウは都市クライスと農村クライスから、そしてクライスはゲマインデ（市町村）から構成される。大都市はクライスから独立して、クライスと同格の一ゲマインデを形成する。また首都ベルリンは一ガウを形成する。これまでの邦、県、郡は廃止される。ガウの大きさは従来の邦の領域が考慮されているが、プロイセンは分割される。他方エルザスはもとより、ポーランド、オーストリア、両シュレジエン、ズデーテンがガウとなり、チロル地方はバイエルン・ガウに付属する。ドイツ人の居住地域はライヒに統合するという彼の「外政の目標」からくる帰結であるが、これによると非ナチスの新生ドイツは、第二帝政の旧領を回復してさらに、オーストリア、ズデーテン、チロルを合わせた大ドイツとなる。しかもそれらはヒトラーが獲得した領域である。

ガウ、クライス、市町村の地方自治は認められるが、ガウ首相（Gauhauptmann）、クライス首長、市町村長の他に、ライヒはガウに地方総監（Oberpräsident）を派遣して地方行政を監督（Aufsicht）する。地方自治体は国防、司法、交通、経済政策を除く一般行政をおこなう。またガウには地方総監とともに、地方自治に委任され得ないような種類の業務を担当するライヒ行政庁ガウ支所（Gaustelle）が設置される。ライヒ地方総監と各級地方自治体の首長との関係、ライヒと地方との権限分担は明瞭ではない。

選挙の有権者は二十四歳以上の男女ドイツ市民で、被選挙権は同じく二八歳以上の男女ドイツ市民に付与される。ひとつのゲマインデを小選挙区にわけてゲマインデ議会議員のうち半数は、この選挙区（Whalbezirk）から選出される。つまり選挙区の数はゲマインデの議員数の半

数と一致する。残る半数の議員のうち四分の三はゲマインデ全体の有権者によつて選出される。この場合は一ゲマインデが大選挙区となる。有権者は前者と後者と二票の投票権をもつことになる。最後の四分の一（ゲマインデの議員総数からみると八分の一）のゲマインデ議会議員は、当該ゲマインデ内にある経済会議所によつて選出される。この会議所には、経営者と労働者と職員が代表をおくる。

ゲマインデの小選挙区選出議員はクライス議会議員の半数を選出する。残る半数のクライス議会議員のうち四分の三はクライス全体の有権者によつて選出される。この場合はクライス全体が大選挙区となる。最後の四分の一（クライスの議員総数からみると八分の一）のクライス議会議員は、ゲマインデにおいてと同様にクライス内にある経済会議所によつて選出される。クライス議会と都市ゲマインデ議会はガウ議会議員の半数を選出する。残る半数のガウ議会議員のうち四分の三はガウ全体の有権者によつて選出される。この場合はガウ全体が大選挙区となる。最後の四分の一（ガウの議員総数からみると八分の一）は、ゲマインデとクライスおいてと同様にガウ内にある経済会議所によつて選出される。なおガウ議

員の被選挙権は三〇歳以上の男女ドイツ市民とされる。

国民代表機関はライヒ議会とライヒ参議院である。ライヒ議会議員はガウ議会によつて選出される。ライヒ議員は三五歳以上でガウ議会議員である必要はないが、ライヒ議会議員を退職したあと少なくとも四年は、ガウ、クライス、ゲマインデの議員を勤めなければならない。すなわちライヒ議会議員は必ず将来は地方議会議員となるわけで、ゲルデラーはここに国政と地方自治との有機的連関を期待したものと思われる。ライヒ参議院は地方自治体の首長やライヒ経済会議所、ライヒ医師会、ライヒ弁護士会、ライヒ芸術家会議など諸ライヒ会議の会長あるいは大学学長から構成される。法案はライヒ首相からライヒ両院議員によつて提出され、両院の議決によつてライヒ法が制定される。

間接選挙と直接選挙を多段階的に組合せた複雑な選挙制度であるが、要するに有権者が直接投票で選出できる議員はゲマインデ議会議員の八分の七、クライス議会議員の八分の三、ガウ議会議員の八分の三に過ぎない。とりわけライヒ両院は有権者の投票からまづく拘束を受けない。これを *Volkswertretung* というのは語弊があろう。よくいわれるよう、選挙制度にベストではなく比例代表

制、小選挙区制、中選挙区制それに長短所がある。それを補完するためには異なる原理に立つ選挙制度を並立させるのならば理解できるが、ゲルデラーはワイマール共和国でおこなわれた比例代表制の欠陥を克服するためには普通選挙を否定した。ハッセル、ポーピツツとは異なりゲルデラーは非ナチス・ドイツ国家の議会と選挙について考察はした。しかし彼の考える議会は、とうてい近代的な議会政治を担うものではない。

またワイマール共和国の地方自治は、民主的な国民代表制度のなかに位置づけられていたが、ゲルデラーの地方自治は、有権者の民意を問う国民代表機関のかわりに存在するようである。ワイマール憲法は、村落有力者(Honoratioren)の選挙への影響力を削いで、普通平等選挙を強化するために比例代表制を導入したのであるが、ゲルデラーの構想ではこの有力者が地方自治や地方選挙に隠然たる力を發揮しかねない。

行政権をもつライヒ政府は、首相の他、国防、内務、外務、法務、経済、財務、教育、運輸の八大臣から構成される。政府は首相の議長職のもとに定期的に閣議を召集する。さらにライヒ指導者(Reichsführer)が設定される。このライヒ指導者は軍統帥権とライヒ官吏任免権

をもつ。ライヒ指導者の人選問題が決着するまではライヒ摂政(Reichsverweser)がライヒ指導者の地位を代行する。ボッシュ・グループ内の議論から明らかなるようにゲルデラーの素志は君主政の復活である。⁽⁵³⁾ いずれライヒ指導者は世襲の君主となることが予想される。そしてそれは確実に英國的な立憲君主ではない。ホーエンツォレルン家の元皇太子ループレヒトを君主に擬するゲルデラーの君主政復活プランは、旧キリスト教労組の抵抗グループに幻滅を与えたが、それも当然といえよう。

リッターは地方名望家を政治エリートとして期待するゲルデラーをKommunalpolitikerと呼び、彼の構想とシュタインの理念との類似点を指摘した。⁽⁵⁵⁾ またシュタインの都市条例を研究した東畑隆介氏は、シュタインは一方では楽観的な改革への熱意、情熱的な教育意欲、モラリズムという点で非政治的ロマン主義と相違する進歩性を有していたが、他方、フランス革命の政治に対する形而上学的接近、その合理主義的世界觀の帰結である人民主権、契約理論を嫌悪し、歴史的経験や伝統を重視した、⁽⁵⁶⁾ と分析しているが、同様の二重性はゲルデラーにおいても見られる。リッターも東畑氏もシュタインの政治思想の近代的性格のほうをより評価するが、シュタインの改

革は一九世紀初頭のドイツ政治史を飾る出来事である。

彼と共に通する理念や構想を二十世紀なかばの政治家であるゲルデラーが示しても、そこではシュタインのもの二重性の後者、つまり反啓蒙主義的側面が目立つてしまう。シュタインはドイツ史上ではリベラルな政治家だが、その近代性や進歩性は、プロイセン憲法闘争やビスマルク憲法よりも前の時代のものである。ゲルデラーはハッセル、ポーピッツがめざしたような官僚政治を好みながら、彼がシュタインから踏み出していないところに、むしろゲルデラーの限界が存在するといえよう。

「目標」と並んで、ゲルデラーは一九四四年に「道」(Der Weg) というタイトルをつけた覚書を作成したが、これは将来構想ではなく第一帝政からナチス期までのドイツの政治、外交と経済を振りかえたものである。これまでの議論と関連する部分を取り出していくと、第二帝政に関しては皇帝、帝国宰相、帝国議会のいずれもが国政に対して責任を負う構造ができていなかつたことが致命的な欠陥と指摘される。第一次世界大戦の勃発については、国際会議の開催というイギリスの調停案を拒否したドイツ外交の拙劣さとともに、国内の危機を戦争で逸らそうとして動員をかけたロシア、Revanche の誘惑

にうちかてなかつたフランスの責任も大きいとして、いわば喧嘩両成敗的な判定をしている。またルーデンドルフとヒンデンブルクの戦争指導は無責任として、批判される。第一次大戦中には、一八六六・一八七〇年のときのようにクラウゼヴィッツ的な冷静さは働かず、戦争の全体的性格 (Totalität der Krieg) のなかに政治指導が埋没してしまつたという。また戦後の混乱期に秩序を維持するために、社会民主党のエーベルトやノスケが払つた努力が評価されている。このようないいとこに、帝政批評は尤もな部分が少くないが、第二帝政の欠陥を克服するために責任内閣制度という方向はとられなかつた。第一次大戦原因論についていえば、この当時のドイツ人としては常識的な見解であろう。

共和国では国会議員は組織代表になつたとして、彼は比例代表制に批判的である。さらに大統領と政府と国会の政治責任は明らかとなつたが、政府は法案作成と行政指示をおこなうだけで、指導権力は憲法第四八条にもとづく例外立法によつて発動されることになつた、と指摘する。彼のいうとおりワイマール共和国では、少なからぬ国会議員が選挙名簿に影響力をもつ業界、組合などの組織利害に行動を拘束され、しばしば国政を顧みなかつ

たことは事実である。また議会政治の訓練を受けていないために、大臣が党利党略あるいは個人の利害のために閣議の内容を不用意に国会内外にもらすことさえあつた。共和国の議会政治には気の滅入るようなことも多かつたので、ゲルデラーの批判は理解できないことはないが、残念なことにブリューニングが後継者と期待した元ライプチヒ市長は、政党政治や普通選挙を否定する方向に傾いていったのである。

共和国末期の厳しい情勢のなかでブリューニングが、現職の市長のまま閣僚級の重要なポストに迎え、経済大臣、プロイセン首相にも擬して、彼ならば後継ライヒ首相の地位を託すことができると考え、そうなれば自分は外務大臣を引き受ける用意があると囁きした人物は、その時はたしかにワイメール政府とリベラル・デモクラシーを擁護する側にいた。⁽⁵⁹⁾その後ゲルデラーは大衆のナチス支持を経験して、大衆の政治参加そのものに危機感をもつようになつたようである。ここに彼の政治的洞察力の後退を見ることができる。

経済政策ではゲルデラーは、均衡財政と購買力理論の支持者である。勤労者一般の消費水準を維持することが好景気につながるという意識をもつかぎりにおいて、彼

はワイメール政府の社会政策に理解を示す。しかしそれは社会国家の原理に立つという意味ではない。協約賃銀や労働者の経営参加については語られず、労働組合的地位向上に関する意識は薄い。彼はまた失業問題解消のために、第二次世界大戦後にスペンディング・ポリシーと呼ばれるようになる財政政策、公共事業政策を展開させることには批判的である。インフレに対する警戒と通貨の安定への意思は、共和国期以来、彼の経済政策を規定している。ナチス政府との衝突もはじめは経済、財政問題から生じたのである。財政家としてのゲルデラーは、古典派の経済理論に忠実であった。

第三帝國期に関しては、再軍備優先の経済政策、官吏の政治的中立性の破綻、政治的テロール、行政の恣意性、非法治国家体制、戦争政策などは批判されるが、ドルフス暗殺のような犯罪行為を別としてオーストリア併合までの外政は肯定される。これは保守派の抵抗運動家のいわば共通認識で、彼らのなかでオーストリアの主権回復や、ズデーテンのチエコ復帰を約した者はいないという事実は強い印象となつて残る。

五 クライザウ・テクスト

第一次世界大戦が始まった翌年以降、ベルリンとシュレジエンのクライザウにあつたモルトケ邸に集まり論議を重ねた反ナチ名士たちがいた。その中心はプロイセンの地主貴族フォン・モルトケ伯爵 (Helmuth J. v. Moltke)、画師フォン・ヴァルテンブルク伯爵 (Peter J. v. Waltenburg) の二人で、貴族仲間のフォン・アインズマイヤー (Horst v. Einsiedel)、フォン・トローダ (Carl D. v. Trotha) の他ゲルスティンマイヤー (Eugen Gerstenmaier)、デルプ (Alfred Delp) のよつた聖職者、フッヘル・ハーゼ (Pauls van Husen)、ハコテルツナー (Theodor Steltzer)、ルカシック (Hans Lukaschek)、ハンス・ペータース (Hans Peters) の行政官・法律家、トロット・ツー・ゾルツ (Adam v. Trott zu Solz) のよつた外交官、シュタウフ・ハーベルク大佐の副官だった軍人のフォン・ヘフテ (Hans B. v. Haefte) が参加した。社会民主主義者のライヒヴァイン (Adolf Reichwein)、マーレンドルフ (Carlo Mierendorff)、ヘウバッハ (Theo Haubach)⁽⁶⁾、ルーバー (Julius Leber) も彼らと連絡をもつていた。彼らには彼らが残した一九四

一〇年一〇月一八日付メモランダムから、ナチス後に彼らが考へていたライヒ建設 (Reichsaufbau)⁽⁶¹⁾ を概観する。

地方自治体の単位はゲマインデ (市町村)、クライス、ラントである。自然条件と合致するように配置された市町村とクライスの上に、自然環境的にも経済的にも文化的にも連帶できる諸ラントが建設される。機能的な自治をおこなうために、ラントの人口は三〇〇一五〇〇万人とされるべきである。ゲマインデ議会議員は二一歳以上の成年男女の直接選挙によつて選出される。ただし、有権者ではない子供を一人もいじるに、家計支持者には一票づつ投票権が追加される。被選挙権は二七歳以上の成年男女に付与されるが、軍人には被選挙権がない。クライス議会議員とクライスから独立した都市の市会議員およびライヒ都市 (Reichsstadt) に属する区会議員は、ゲマインデ議会議員と同様の選挙方法で選出される。

ラント議会議員とライヒ都市の市会議員は、クライス議会およびクライスから独立した都市の市議会またはライヒ都市に属する区議会によつて選出される。ラント議会議員とライヒ都市の市会議員の被選挙権は二七歳以上の男性市民にのみ与えられるが、官吏と軍人は被選挙権をもたない。またラント議会議員とライヒ都市の市会議

員の少なくとも半数は、クライス議会、クライスから独立した市議会、ライヒ都市区議会などの選出母体外から選ばれなければならない。ラント議会はラントの立法機関でありラント予算を審議、承認し、ラント首相に対する質疑権をもつ。ラント政府はラント首相 (Landeshauptmann) と国家評議員 (Staatsrat) から構成される。ラント首相はラント執政 (Landesverweser) の提案を受けてラント議会によつて選出される。国家評議員はラント首相の提案を受けてラント執政によつて任命される。ラント行政とラントのライヒ委任業務はラント政府が執行する。ラント評議会 (Landrat) はラント議会に対しテラント執政の候補を提案する。ラント執政はラント評議会の提案を受けてラント議会によつて任期十二年で選出され、ライヒ執政 (Reichsverweser) によって認証される。ラント執政はラント行政を監督し、ラント官吏を任命する。またラントでおこなわれるライヒ政策 (Reichspolitik) の実現に責任をもち、ラント評議会の議長を勤める。

ライヒ議會議員はラント議会によつて選出される。被選挙権は二七歳以上の男性市民にのみ与えられるが、官吏と軍人は被選挙権をもたない。ライヒ議会はライヒの一

法律を制定しライヒ予算を審議、承認し、ライヒ首相に對して質疑権をもつ。ライヒ政府はライヒ首相と専門大臣から構成される。ライヒ首相はライヒ議会の賛成を得たうえでライヒ執政によつて任命される。各国务大臣はライヒ首相の提案を受けてライヒ執政によつて任命される。ライヒ執政はライヒ首相を罷免することができる。ただしこの罷免は新首相の任命がなければ機能しない。ライヒ議会はライヒ執政が新首相の任命を提案すれば、過半数の賛成でもつて首相罷免を執政に要求できる。ライヒ参議院 (Reichsrat) は諸ラントの執政、ライヒ議會議長、ライヒ経済会議所議長、ライヒ執政がライヒ政府の賛成を得て任命した評議員から構成される。ライヒ参議院はライヒ議会にライヒ執政の候補を提案する。参議院はラント官吏の他のラントへの転出を決定し、ラント業務からライヒ業務への移管を定める。ライヒ執政はライヒ参議院の提案を受けて任期十二年でライヒ議会によつて選出される。ライヒ執政は国防軍を統帥し、ライヒ参議院議長を勤める。また首相の副署を得て国際的にドイツ国を代表し、ライヒの法律を執行し国务大臣とライヒ官吏を任免する。

一読して明らかのように、この構想では直接選挙がお

こなわれるのは市町村とクライスまでであり、地方行政の最大単位であるラントとライヒのレベルでは有権者の民意は直接には反映されない。さらにラント議会とライヒ議会では女性は議員になることができない。ラントとライヒには近代的な国民代表機関は存在しないのである。またラントとライヒの行政、立法の諸機関は権限を均衡させているが、よく見れば同一指導層の互選によつて各機関の構成メンバーが選出される構造にあるといつてよい。とすれば法律をつくる者とそれを執行する者とは同じ指導層に属することになる。また新しいライヒ首相が決定しないうちはライヒ首相の交替はおこらないが、首相の任免権が執政にあり、ライヒ議会議員が民選でない以上、これは戦後のボン基本法に定められた建設的不信任とは似て非なるものである。行政の最高責任者としてラントでもライヒでも、首相の他に執政が存在する。そしていづれも、執政の権力の方が大きく、元首はライヒ執政である。ライヒ執政とは代理君主に等しい。保守派反ナチ運動の最右派ハッセルとボーピッツはもとより、ゲルデラーとクライザウ派も議会制民主政治のシステムを受容しなかつた。

エルツベルガーの財政改革以来、共和国政府はプロイ

第三帝国における保守派抵抗運動のポスト・ナチズム構想

セン・ドイツの地方政府の民主化をはかつてきた。⁽⁶²⁾したがつて、たとえば農村クライスと領地区域 (Gutsbezirk) との並存を解消するなど、ゲルデラーとクライザウ派の地方自治構想は共和国のそれと一定の連続性がある。しかし彼らがいう地方自治 (Selbstverwaltung) は国民代表制の代替物であり、この点では一〇世紀にグナイストが蘇つたような感じを受ける。赤木須留喜氏の研究によれば、グナイストは選挙原理を否定する武器として、イギリスの地方自治 (selfgovernment) をひきあいにだし、それによつて近代立憲主義に対抗する「特殊ドイツ的法治国家」を考案した。⁽⁶³⁾この法治国家は議会政治という国民全体制的な自治の貫徹に対し、地方に限定された意味でのセルフ・ガヴァメントをもちだしたのである。グナイストの地方自治に関するこの指摘は、そのままゲルデラーとクライザウ派の構想にも妥当する。

そしてゲルデラーのガウと同じく、クライザウ派の新ラントも、ワイマール共和国の領域から大きく拡大される。プロイセンは分割されるが、メーメルラントが新東プロイセンに加わり、ダンツィヒは新西プロイセンに含まれる。またオーストリア・北部チロル・ズデーテンを合わせた「オストマルク」が、新ライヒを構成する一大

ラントとして予定されている他、ボーゼンが独立の新ラントとなり、エルザスは新バーデンに、ロートリンゲンが新ザールに付属する。これら一九の新ラントに加えて、二〇番目のラントとしてベーメン・メーレンが新ライヒに含まれる計画もあつた。⁽⁶⁵⁾ クライザウ派の人々は、ドイツ民族の間にキリスト教の諸価値を再び覚醒させることを本気で考えていたのであろうが、それだけになおさら、ヒトラーが獲得した多くの領域がそのまま彼らのキリスト教ドイツ・ライヒに併合されることは、地方自治のあり方以前に大きな問題を孕む。

同年の同じ日に、六章からなる経済体制に関する覚書も作成された。⁽⁶⁷⁾ 「経済は社会と個人に奉仕する」という一文で始まる前がきは繁文であり、言及する必要はない。第二章経済の基本原則によれば、クライザウ派の考える経済の大原則は「秩序ある生産競争」である。これは国家による経済指導と監督によつて実現する。生産競争を排除するような独占が存在する領域では、競争原理を有効ならしめ、全体の利益をまもることが国家の経済指導の課題である。鉱山、鉄鋼業、金属加工、化学産業、エネルギー産業の基幹企業は公営化される。公営企業は經濟一般に妥当する諸原則にしたがつて運営され、監督さ

れる。

第二章経営では、経営はそこに働く人々の経済協同体であると規定される。協同体としての経営の業態は、經營者と従業員全体によつて構成される経営組合(Betriebsgewerkschaft)に見い出される。そして経営組合は企業を共同で經營する。経営指導は、従業員代表に業務報告し従業員代表によつて信任される経営指導者にしたがう。経営組合の構成員の主な権利と義務は、經營者代表と従業員代表との間の利益分配契約を確定することである。

第四章経済自治秩序によれば、経済自治は「ラント」とに形成される。工業、手工業、商業の各經營は産業会議所のメンバーとなり、農林業經營は農業会議所のメンバーとなる。そして産業会議所と農業会議所はラント經濟会議所で結びつく。産業会議所と農業会議所は、經營者と従業員代表が同数で構成する。ラント經濟会議所はそのラントにある産業会議所と農業会議所の諸代表によつて構成される。諸会議所はラント執政によつて承認された規約をもつ。また諸会議所の会頭は、それぞれの会議所によつて選出されラント執政によつて承認される。經濟自治は各会議所にしたがつておこなわれる。会議所

はラント経済局などラント行政の所管部局から自治を委ねられる。経済界の要請に適応した職業教育の実施は経済自治の課題に属する。経済自治の頂点にあるのがライヒ経済会議所で、これはラント経済会議所の諸代表によって構成される。ライヒ経済会議所はライヒ経済大臣によつて承認された規約をもつ。ライヒ経済会議所会頭は選挙で選ばれライヒ経済大臣によつて承認される。ライヒ経済会議所はライヒ経済大臣の諮問機関であり、ライヒ議会に動議を提出できる。同時にライヒ経済会議所は、各ラント経済会議所が統一的機能を發揮できるような調節をおこなう。

第五章国家的経済行政は経済省の所管を工業、商業の他、農業、交通、労働を含むと定める。ライヒ経済大臣はライヒ経済会議所に諮問をおこない、ラント経済官庁のトップであるラント経済局の政策遂行を援助する。ラント経済局はライヒ経済省と同じく、工業、商業、農業、交通、労働を所管する。経済行政はライヒの一般行政の一部で、ライヒ経済省は経営の地域的自治組織およびラント経済官庁の活動と連絡を密接にする。ライヒとラントの経済行政はライヒ専門部局を援助する。ライヒ専門部局は工業各分野の全生産過程に対して資源を調達、供

給する。このライヒ専門部局は共通の課題を果たすために公営企業をつくる。専門部局には部長と顧問がいる。部長と彼の協力者はライヒの経済官僚である。顧問は専門部局がつくった企業によつて選出される。顧問は部長の諮問を受けて、経済自治組織に属する業務に結びつく。資源調達と供給の規則はライヒ専門部局の顧問によつてつくられて、経済大臣の承認を得る。

第六章ドイツ労働組合によれば、労働組合は上述された経済政策綱領を実施するための一手段であり、この綱領実現の前提とされる国家建設の一方法である。ドイツ労働組合はこの綱領を実現するなかで彼らの要求を満たし、彼らによつて認識された諸課題を国家機関と経済自治組織へと移管する。そしてドイツ労働組合が認識した諸課題が、組合のさらなる存続を要請するならば、ドイツ労働組合の建設は、国家建設と経済建設に適合してゆくであろう、と結ばれる。

ここに構想されている経済体制は市場経済ではない。私企業と民間経営者は存在するが、経済自治組織という形態でライヒとラントの指導を受ける。これは計画経済、統制経済であり、それを基礎にして現われるのは経済組織と国家組織が融合した職能国家ともいうべきものであ

ろう。新しい経済省はワイメール共和国の経済省、農林省、運輸省、労働省を合わせた巨大経済官庁となる。」)のような体制では、価格が商品市場で決定されることもないであろうし、賃銀が労働市場で決定されることもない。たぶん需要と供給は、ということは消費と生産はライヒ経済省、とくにライヒ専門部局によつて決定される。またキリスト教労働組合、労働総同盟その他の組合はドイツ労働組合に統一されるようだが、将来的には労働組合の機能は国家機関と経済自治組織へと解消されてしまいそうである。社会民主党のロイシュナー (Wilhelm Leuschner)、ハーレンドルフはキリスト教労働組合のカイザー (Jakob Kaiser) やドイツ民主主義商店員組合のハーバーマン (Max Habermann) と統一労働組合の建設について協議し、一九四一年末にはロイシュナーを議長、カイザー、ハーバーマンを副議長とするドイツ労働組合の結成で合意に達したが、それはこの綱領で語られるドイツ労働組合とは相容れないだろう。

総じてクライザウ派の構想では、ドイツ社会の諸利害を調節し最終的に決定するのはラント、ライヒに期待されており、国家は社会に優越している。なおクライザウ派は一九四三年八月九日付で同様の国家再建綱領と経済

綱領を編んでいるが、基本的内容に変化はない。ついで、戦争犯罪者の裁判と法治国家の再建にかかる彼らの覚書について考えてみたい。

一九四三年六月一四日付「法侵犯者の処罰」⁽⁶⁹⁾は、戦争とともに多くの犯罪行為がなされた、これらの犯罪を犯した者を処罰することは、法の支配の回復とドイツおよび国際社会の平和の回復にとって日下の急務である、として戦犯裁判の必要を説く。神の法、自然法、国際法、各国の国内法を侵犯した者はすべて処罰される。敗戦国の戦争犯罪だけでなく、戦勝国の戦争犯罪も裁かれなければならない。したがつて公平を期するために、戦犯裁判はハーグの国際法廷でおこなう。裁判官は戦勝国から三名、中立国から二名、敗戦国から一名だすものとする。七月二三日付「法侵犯者の処罰」⁽⁷⁰⁾は、戦争犯罪に対する遡及立法に関して述べている。法律なければ処罰なしの原則は、絶対主義支配の恣意から人民を守るために創造されたのであり、この法理は維持されなければならない。しかし裁判所による法侵害の宣言的確認は、第三帝國の犯罪に対しても遡及して適用されることを妨げられない。ただし、刑罰はその法侵害がその当時存在した法律に違反していた場合に課せられる。また不法な暴力に

よつて肉体、生命、財産、名譽を侵害された人々の現状は回復 (Wiedergutmachung⁽⁷¹⁾) されなければならない。

このように戦争犯罪者の追求および被害者への保障に立ち入ったのはクラウザウ・サークルだけである。戦勝国、敗戦国を問わず戦争犯罪者を裁くこと、また中立国出身の裁判官を含めて、そのための国際法廷を開設すること、戦争犯罪被害を保障することは充分に今日的な意義を有する提案である。さらに新しい法律や権利関係を発生させる設權的効果はもたずとも、宣言的確認によって不遡及の法理をまもりながら、ナチス犯罪については法律や権利が存在する以前にまでさかのぼって、裁判の対象とする道を開いた点も、戦後西ドイツ司法のナチス犯罪追求の姿勢に関連して評価に値する。国家改造や経済建設にかかる構想よりも、戦争犯罪の処罰と被害の保障に関する構想において、クライザウ派の存在はドイツ抵抗運動中に際立っている。

むすび

戦後の東ドイツでおこなわれた人民民主主義的な解決方法を別とすれば、ファシズムを克服するには、議会制デモクラシーを強化する方向と、逆に大衆が政治に参加

する以前の状態にもどす方向とがあると考えられる。かくに前者をファシズムの民主主義的克服、後者を権威主義的克服と名付ければ、闘う民主主義と実質的法治国的思想によつて規定されるボン基本法の方向は前者、保守派反ナチ運動のそれはあきらかに後者である。七月二〇日事件は彼らが担つたものであるから、ワイマール民主政治の延長にあるボン・デモクラシーは七月二〇日事件から生まれたものではない。シュタウフェンベルク自身、社会改革の必要は認めつつも、自己の属する貴族身分が果たしてきた歴史的功績に対する配慮を主張し、世襲されてきた領地をかんたんには手放せない、と語つて社会民主主義者に recht reaktionär という印象を与えていた。⁽⁷²⁾ とすれば、ワイマール民主政治を否定する保守派抵抗運動のポスト・ナチズム構想に、ドイツの戦後民主主義という観点から現代的意義を見い出すことは、クライザウ派の戦犯裁判とナチスの犯罪行為に対する被害保障に関する提案などを例外として、困難である。

保守派抵抗運動のなかでは、ハッセル、ポーピツィに比べてゲルデラーとクライザウ・サークルが部分的ながら有権者による直接選挙に関して語つてゐるが、それでもその政治・社会構想は、総体として国家が社会に優越

し近代立憲政治と法の支配の原則に非好意的で、地方自治をもつて国民代表制のかわりにする「特殊ドイツ的法治国家」であった。ベック、ゲルデラーはビスマルク帝國への懷旧を隠さないが、保守派抵抗運動の構想はビスマルク・レジームよりももう一つ以前の旧体制のように見える。他方かつての社会民主党、中央党など非共産、非保守勢力が七月二〇日事件に参画したことについては、ロートフェルス、リッターからモムゼンまで諸家の見解が一致しているし、ゲルデラーが社会民主党や中央党の反ナチ運動と連絡をとっていた事実は、ヤコブセンが編集した国家保安本部の報告集のなかでも随所に現われる。カルテンブルンナーからボルマンにあてた一九四四年八月一四日付の報告によれば、ベックを国家元首、ゲルデラーを首相とする非ナチス暫定内閣に社会民主党からロイシュナーが副首相として、レーバーが内務大臣として、中央党からはヴィルマー (Josef Wimmer) が法務大臣として参加する予定であった。⁽⁷³⁾ このような社民党員のベック・ゲルデラー仮政府への協力はどのように考えればよいであろうか。

結論的にいえば、第二の「ヒ首伝説」を避けるために社会民主党は仮政府後の本格政府に望みを囁したという

ことと、一九四四年に入つてゲシュタポやSDによる追索がすすんだためにクーデターが急がれたという状況の緊迫化とが、その理由として考えられる。社会民主党と保守派反ナチ運動家との間で、ナチス政権を倒したあと⁽⁷⁴⁾ の政策について協議はしたが合意、一致に達した事項は少ない。レーバー個人に関しては、ゲルデラーとクライザウ派の非議会政治的・非政党政治的プランに対しては反対、ゲルデラーの植民地回復要求にも反対であった。しかしゲルデラーの主張するドイツ人住民を包摂する国民国家や比例代表選挙の否定、あるいはクライザウ派のいう基幹産業の公営化は彼も支持した。ワイマール共和国の民主政治に一定の批判力をもつていたとはいえ、レーバーがゲルデラーやモルトケよりも労働者階級に大きな期待を抱いたことは当然である。⁽⁷⁵⁾

山本尚志氏が言及したように、ドイツの国家、社会に関する将来計画に大きな懸隔があつたにもかかわらず、社民党員が保守派抵抗運動に協力し七月二〇日事件に参加したのは、ゲルデラー内閣後に社民党中央の本格政権の樹立を考えた、多分に戦術的な理由からだつた。⁽⁷⁶⁾ 民族法廷の判決文によれば、暫定政権の副首相予定者ロイシュナー自身が、仮政府は国民的基盤をもたないゆえに

短命に終わり労働運動があとを襲うことを確信していた
といふ。⁽⁷⁾

しかし前世紀のシュタイン、シュタール、グナイストを連想させる保守派抵抗運動のポスト・ナチズム構想は、ドイツの政治社会の進歩に棹をさすものではなかつた。

以上は反実仮定になつてしまふが、合理的な推測としてベック、ゲルデラー、ハッセルの非ナチス政権が国民的な支持を得るには、社民党や中央党的協力が不可欠であり、そのためには彼らの綱領は大きな修正を要求されたであろう。保守派抵抗運動の政治理想とナチス政権清算後のライヒ改造計画は、一九世紀以来のドイツ思想史と政治史の上に、つまり近代ドイツの歴史をさかのぼつてたしかにある位置をしめていふといえる。しかし不充分とはいへ第一帝政で立憲政治を、欠陥があつたとはいへワイマール共和国で議会制民主政治を経験したドイツ国民に、エリーティズムに立脚してナチズムの權威主義的克服をめざす彼らの新しいライヒが、受容されるとは考えにくい。ハッセル、ボーピツツもゲルデラー、クライザウ派も、ワイマール憲法が存在したにもかかわらずドイツに根強い「法律による行政」原則、形式的法治国思想が授権法体制の成立に大きな責任をもつことを理解しなかつた。第三帝国下の困難な状況のもとで、彼らが示した勇気や使命感、倫理観は多としなければならない

註

(–) Hans Mommsen, "German Society and the Resistance against Hitler", in: Christian Leiz (ed.), *The Third Reich*,

(v) Peter Hüttenberger, "Vorüberlegungen zum Widerstands begriff" in : *Geschichte und Gesellschaft*, Sonderh. 3, 1977, S. 121ff.

(33) Rudolf Wassermann, "Zum juristischen Bewertung dessen 20. Juli", in: *Recht und Politik*, 20, 1984.

(4) Pamela M. Potter, "The Seizure of The Berlin Philharmonic, or the Decline of a Bourgeois Musical Institution",

in : Glenn R. Cuomo(ed.), *National Socialist Cultural Policy*, London, 1995, p. 47f.

(5) 井上茂子・書評・原田一美著「ナチス体制下の子どもたち」(『西洋史学』一九六号、二〇〇〇年)七八頁。

(2) Bette J. K. Feukert, Working Class Resistance. Problem and Options", in : David C. Large (ed.), *Contending with*

(7) 「七月の反逆者」はネオ・ナチの指導者の一人レー
ラーヴィー、スコット、p.31.

マリーの造語であると思われる。レーマリー少佐は七月二〇日のクーデター鎮圧に重要な役割を果たし、ナチス側の

英雄となつた人物として最も知られてゐる (Otto E. Reimer, 20. Juli 1944, Hamburg 1949.)。

(∞) Michael C. Thomsett, *The German Opposition to Hitler.*

The Resistance, the Underground and Assassination Plots 1933-1945, North Carolina, London, 1997, pp. 1-3.

(9) 拙稿「ドイツ抵抗運動に関する最近の研究動向」（慶

應大學三田史學會編『史學』六七卷三・四號、一九九八年)。

(2) Fabian v. Schlabrendorff, *Offiziere gegen Hitler*. Hans Gisevius, *Zum bitteren Ende. Hasselstagsbücher. Vom anderen Deutschland* として表された抵抗運動生存者や遺族が平行する記録の他、ローテ・フュルスの著書 (Deutsche Opposition gegen Hitler) の初出はスイスである。隔世の感を禁じ得ないが、戦後占領下にあつた一九四〇年代後半の「ニイシ」では、ニイシ抵抗運動に関する文献は公刊されなかつたのである (Peter Stenibach, "Widerstand im

Dritten Reich. Die Keim Zelle der Nachkriegsdemokratie, in : Gerd R. Ueberschär (Hrsg.), *Der 20. Juli. Bewertung*

und Rezeption des deutschen Widerstandes gegen das NS-Regime, Köln 1994. Ueberschär, "Von der Einzeltat des 20. juli 1944 zur Volksopposition? Stationen und Wege der westdeutschen Historiographie nach 1945", in: *Ebd.*)^o

（反ナチ蜂起が失敗した）今となつては世界中がわたくしを非難し嘲笑するでしょう。しかしあたしはかつてと同様に今でも、わたしたちは正しい行為をなしたのだという不動の信念を抱いています。わたしはヒトラー

を戴かれる敵であるとみなしてします。だとえわたしが、あと数時間のうちに神の裁きをうけて、わたしたちの行為と怠慢について釈明を求められるとしても、わたしは自分がヒトラーに対する戦いのなかでおなじなことを、良心をもつて弁護であると信じてこます。かつて神はアブラハムに、ソドムに一〇人の心正しか人間がいるならば、この町を破壊しないとおっしゃつこました。わたしは神がわたしたちがいることをもつて、ドイツをも破壊し給わなさいとを願います。わたしたちは誰ひとりとして、自分たちの死に不平などござわないのでしょう。わたしたちの同志は、同志となるいとこによつてネメシスのシャツを纏つたのですから（危険は承知のうえです）。ひとりの人間の倫理的価値は、彼の信念に彼の生命を踊る覚悟をねだるたふれかぬ始まるのです」（Fabian v. Schlabrendorff, *Offiziere gegen Hitler*, Berlin 1984, S.129.）。

2) Steinbach, *a.a.O.*, S.89.

1948. Günther Weisenborn, *Der lautlose Aufstand*, Hamburg 1953. Wolfgang Foerster, *Generaloberst Ludwig Beck*, München 1953. Eberhard Zeller, *Geist der Freiheit. Der Zumzige Juli*, München 1954. Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die Deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1954. Ders., "Zur Frage der soldatischen Widerstandspflicht. Die Tschechkrise als Vorläufer des 20. Juli", in: *Merkur*, Juli 1954. 稲畠・「トーベヤハニルハ・佐藤晃一 著

- 『恨み蜂起』(新波書店、一九五六年)、ローレンス、
片岡龍也、平井友義訳『第三帝国への抵抗』(弘文堂) 一
九六〇年)。
- (14) Ritter, *Das Deutsche Problem*, München 1962.
- (15) Schmittenhener und Buchheim (Hrsg.), *Der deutsche Widerstand gegen Hitler*, Köln 1966.
- (16) Peter Hoffmann, *Widerstand Staatsstreich Attentat*, München 1969.
- (17) Ines Reich, Kurt Finker, "Reaktionäre oder Patrioten? Zur Historiographie und Widerstandsforschung in der DDR bis 1990" in : Ueberschär (Hrsg.), *a.a.O.* E. Koschorst, "Didaktische Probleme der Widerstandsforschung", in : *Wissenschaft und Unterricht*, 30, 1979.
- (18) 市坂耀一「ユーモラム・グラクの反戦努力」(「
」(『史学雑誌』六六編一号、一九五六年)、「ブリ
テニア危機」(一九一八年)に及ぶケルター証画につ
て」(『西洋史学』五一号、一九六一年)、「ドイツ抵抗運動の思想的基礎」(広島大学『史学研究』八九号、一九
六一年)。
- (19) 小本尚志「一九四四年七月一日事件と社会民主主義者」(上智大学『紀尾井史学』十一号、一九九〇年)。
- (20) 拙稿「第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策」(上) (下) (『史学』五一卷一・四号、五二卷一号、一九
八〇年)。
- (21) 永谷千輝「七月一日事件前夜のドイツ人民衆の動
向—民衆の麻痺の構造の理解のために」(立正大学『經
濟季報』四四卷一・四号、一九九五年)。
- (22) 池田赳士『抵抗者たち—反ナチス運動の記録』(FB
の「コタ」カ、一九八〇年)、中井晶夫「ヒトラー時代の
抵抗運動」(毎日新聞社、一九八一年)、小林正文『ヒト
ルヒト暗殺計画』(中公新書、一九八四年)、山下公十『ヒ
トヒト暗殺計画と抵抗運動』(講談社、一九九七年)。
- (23) 『朝日新聞』一〇〇〇年一月六日夕刊。
- (24) Gregor Schollgen, *Ulrich von Hassell 1881-1944. Ein Konservativer in der Opposition*, München 1990, S.89-93.
- (25) Erich Eyck, *A History of the Weimar Republic*, Vol.2, New York, 1970, p.230f. Heinrich Winkler, *Die Weimarer Republik 1918-1933. Die Geschichte der ersten Deutschen Demokratie*, München 1998, S.358-359.
- (26) 11月艦隊回顧録(「ハニヒー」)
回顧録(+)」(ペニカハ社、一九七〇年)一九〇回。
- (27) *Die Hassell-Tagebuch 1938-1944*, Berlin 1988, 28. 12.
1939, 11. 1. 1940.
- (28) *Die Hassell-Tagebuch*, S.451-454.
- (29) *Die Hassell-Tagebuch*, 19. 10. 1939.
- (30) *Die Hassell-Tagebuch*, 28. 1. 1940.
- (31) Hans Mommsen, "Social Vies and Constitutional Plans of the Resistance", in : *The German Resistance to Hitler*, London, 1970, p.62f.
- (32) Mittwochsgesellschaft Sitzung 909, 974, 1005, 1042,
in : Klaus Scholder (Hrsg.) *Die Mittwochsgesellschaft*, Berlin
1982. Protokolle der Mittwochsgesellschaft, in : Bundesar-

- (33) Ludwig Biewer, *Rechtsreformbestrebungen in der Weimarer Republik*, Frankfurt/M.1980, S.80-93.

(34) Hassell-Tagebuch, S.454-465. *アーヴィング・カーティス*著『国防軍の記録』(エドワード・カーティス著 1941年)

(35) Gesetz zur Widerherrstellung des Berufsbeamtenstums vom 7. 4. 1933, in : *Reichsgesetzblatt*, 1933 Teil I, S.175-177.

(36) Hassell, "Wir jungen Konservativen", in : Schollgen, *a.a.O.*, S.187-191.

(37) Schollgen, *a.a.O.*, S.158.

(38) Mommsen, "Der lange Schatten der untergehenden Republik", in : Bracher, Funke, Jakobsen (Hrsg.), *Die Weimarer Republik*, Düsseldorf 1987, S.564ff. Ders., "The German Resistance against Hitler and the Restoration of Politics, in : *Journal of Modern History*, vol.64, 1992, pp. 118ff.

(39) Hans Speider (Hrsg.), *Ludwig Beck. Studien*, Berlin 1955.

(40) *ナチス政権下の内閣改組* (田嶋伸也著 1970年)

(41) *Studien*, S.89-112.

(42) *Studien*, S.117-138

(43) *Studien*, S.231-258.

(44) Fabian v. Schlabendorf, *Offiziere gegen Hitler*, Berlin 1984,S.28f.

(45) *Ebd.*, S.31.

(46) Nicholas Reynolds, *Beck. Gehorsam und Widerstand*, Wiesbaden, München 1977,S.133-156.

(47) Ritter, *Carl Goerdeler und Die Deutsche Widerstandsbewegung*, 4. Aufl., Stuttgart 1984, S.65-87.

(48) Eyck, *op. cit.*, p.341f.

(49) Ritter, *a.a.O.*, S.157-160. Klemens v. Klemperer, *German Resistance against Hitler. The Search for Allies Abroad 1938-1945*, New York, 1992, pp.92-93.

(50) Wilhelm Ritter v. Schramm (Hrsg.), *Beck und Goerdeler. Spiegelbild einer Verschwörung. Geheime Dokumente aus dem ehemaligen Reichssicherheitshauptamt* Band 1, Stuttgart 1984, S.157-159, S.206-209.

(51) 湧雲著「*ナチス政権下の内閣改組*」(大蔵義典著 1984年)

(52) Ines Reich, Kurt Finker, "Reaktionär oder Pionier? Zur Historiographie und Widerstandsorschung in der DDR bis 1990", in : Ueberschär (Hrsg.), *a.a.O.*, S.136.

(53) Hans Walz, "Meine Mitarbeit an der Aktion Goerdeler" in : BA Koblenz, Nachlaß Ritter 131. *アーヴィング・カーティス*著『国防軍の記録』(エドワード・カーティス著 1941年)

(54) Ritter, "Notizen über eine Aussprache mit Dr. Josef Müller", in : BA Koblenz, Nachlaß Ritter 131.

(55) Ritter, *a.a.O.*, S.289.

(56) 梶原豊介『*ナチス政権下の内閣改組*』(近代文庫社 1994年) H1頁。

- (57) 東野隆介「エ・レ・ハ・リターハの都市条例」(1974)〔虫叢〕111巻11・111号(一九七一年)。Ritter, *Stein. Eine politische Biographie*, 4. Aufl., Stuttgart 1981.

(58) Beck und Goedeler, S.169-232.

(59) 前掲『ハーメルンハグ回顧録』(1974)六九〇一六九 | 頁、七〇六一七〇七頁、七一〇〇頁。

(60) Ger van Roon, *Neuordnung im Widerstand*, München 1967, S.56ff.

(61) Kreisauer Texte, in: BA Koblenz, Nachlaß Ritter 151. Roon, a.a.O., S.545ff.

(62) Levin v. Trott zu Solz, *Hans Peters und der Kreisauer Kreis*, München, Zürich 1997, S.38-43.

(63) ドロヘーヤハ地方血犯の発展とその歴史的意義(大英英訳) | 「ドロヘーヤハ・ムニカの近代化と地方血犯」(『現代マイケル・ホーリー研究座説』)和波書店(一九八一年)収録。

(64) 赤木須謙著「マニラ法治国家の論理と構想」(1974)〔國家学会雑誌〕七八巻十・十一号) | 八頁。

(65) Roon, a.a.O., S.396. Frank Schindler, *Pauls van Husen im Kreisauer Kreis*, München, Zurich 1996, S.187.

(66) Schindler, a.a.O., S.191.

(67) Kreisauer Text, in: BA Koblenz, Nachlaß Ritter 151. Roon, a.a.O., S.547-550.

(68) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.205.

(69) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.210-212.

(70) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.415.

(71) Drothea Beck, *Jurius Leber*, Berlin 1983, S.173-177.

(72) 日本訳 | 遷都論文 四 | 頁。

(73) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.540-541.

(74) 高田敏「マニラ法治国家の論理」(『法政学報』)1111巻四号(一九六一年) | 一七頁。

(75) Kreisauer Text, in: BA Koblenz, Nachlaß Ritter 151. Roon, a.a.O., S.553-556.

(76) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.540-541.

(77) *Spiegelbild einer Verschwörung* Bd.1, S.540-541.

(78) 高田敏「マニラ法治国家の論理」(『法政学報』)1111巻四号(一九六一年) | 一七頁。